

第243回役員会議事要録

日時 令和4年6月27日（月） 15時17分～15時32分

場所 大学本部棟5階第1会議室

出席者（役員） 島田学長、清水理事、中村理事、松川理事、熊田理事、榎本理事、
風間理事、市川理事
（列席者） 齋藤監事、石井総務課長

議事要録の確認

第242回役員会（R4.6.9開催）の議事要録を確認した。

報告事項

報告事項1については、新型コロナウイルス感染症防止の観点（会議時間短縮）から、説明を省略して各自確認することとし、意見等がある場合は、担当理事に連絡願うこととした。

- 1 役員の兼業について（資料1）

審議事項

- 1 就業規則の一部改正（案）について（資料2）

松川理事から、資料2により、認定看護師、専門看護師及び特定行為研修修了看護師に認定看護師等手当並びに医学部附属病院医療の質・安全管理部及び感染制御部の職員にオンコール手当を支給するため、就業規則の一部を改正することについて説明があり、審議の結果、これを承認した。

- ・国立大学法人山梨大学給与規程（改正）
- ・国立大学法人山梨大学認定看護師等手当支給規則（新設）
- ・国立大学法人山梨大学特殊勤務手当支給規則（改正）

- 2 令和3年度自己点検評価及び第3期中期目標期間関係調書（達成状況報告書、業務の実績に関する報告書）（案）について（資料3）

清水理事から、資料3により、令和3年度年度計画実施状況の自己点検を実施した結果、全ての年度計画において「十分に実施している」となったこと、第3期中期目標期間終了時評価については、全ての中期計画において、所期の目標を達成もしくは上回って達成しており、特筆すべき取組として、大学アライアンスやまなしの取組や新型コロナ対応等を取り上げるということについて説明があり、審議の結果、これを承認した。

- 3 教職大学院認証評価に係る自己評価書（案）について（資料4）

清水理事から、資料4により、教職大学院において、定められた基準に沿って自己点検評価を実施した上で教職大学院認証評価に係る自己評価書を作成したこと、全ての基準で「十分に達成している」としたことについて説明があり、審議の結果、これを承認した。

- 4 医学部医学科の入学定員（令和5年度）について（資料5）

清水理事から、資料5より、医学部医学科の入学定員を令和4年度まで暫定的に増員してきたが、暫定措置期間を1年間延長できることとなったことに伴い、文部科学省に延長申請手続きを行うことについて説明があり、審議の結果、これを承認した。

- 5 令和5年度概算要求(案)について(資料6)
熊田理事から、資料6により、ミッション実現加速化経費のうち、「教育研究組織改革」については、継続1事業、第4期に認められた継続事業の拡充1事業、新規1事業を要求すること、「基盤的設備等整備」については、各学域等からの設備要求に沿って改定した設備マスタープランに基づいて要求することについて説明があり、審議の結果、これを承認した。
- 6 国立大学法人山梨大学基本規則等の一部改正(案)について(資料7)
松川理事から、資料7により、「燃料電池ナノ材料研究センター」の名称が「水素・燃料電池ナノ材料研究センター」に変更されたことに伴い、国立大学法人山梨大学基本規則及び関連する学内規則の一部を改正することについて説明があり、審議の結果、これを承認した。
- ・国立大学法人山梨大学基本規則(改正)
 - ・国立大学山梨文書処理細則 ほか23規程等(改正)
- 7 国立大学法人山梨大学の保有する個人情報の保護に関する規則の制定等(案)について(資料8)
松川理事から、資料8により、個人情報に関する3つの法律が1つに統合されたことに伴い、関係する2つの規則を廃止した上で、新たに「国立大学法人山梨大学の保有する個人情報の保護に関する規則」を制定すること、併せて関係する2つの規則の一部を改正する旨の説明があり、審議の結果、これを承認した。
- ・国立大学法人山梨大学の保有する個人情報の保護に関する規則(制定)
 - ・国立大学法人山梨大学特定個人情報に関する取扱規則(改正)
 - ・国立大学法人山梨大学の保有する情報の公開に関する取扱規則(改正)
 - ・国立大学法人山梨大学個人情報保護規則(廃止)
 - ・国立大学法人山梨大学保有個人情報管理細則(廃止)
- 8 国立大学法人山梨大学における卒業生及び修了生等の証明書発行手数料に関する規程の一部改正(案)について(資料9)
中村理事から、資料9及び追加資料により、コンビニエンスストアでの証明書発行サービスを導入すること、これに伴い、卒業生及び修了生等の証明書発行手数料を改定するため、規程の一部を改正することについて説明があり、審議の結果、これを承認した。
- ・国立大学法人山梨大学における卒業生及び修了生等の証明書発行手数料に関する規程(改正)

次回会議 令和4年7月25日(月)16時から開催することを確認した。

以上